

議案第138号

所沢市立宮前児童クラブ等の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 所沢市立宮前児童クラブ
- (2) 所沢市立若狭児童クラブ

2 指定管理者となる団体

所沢市くすのき台二丁目20番地の6  
特定非営利活動法人所沢市学童クラブの会  
会長 大谷 節子

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日提出

所沢市長 藤本 正人